令和６年４月作成

昭和１６年の町会議員選挙から昭和２２年の第１回統一地方選挙までの流れ

（１）道府県会議員等の任期延長に関する法律（昭和１８年６月２１日法律第９０号）抜粋

昭和１９年８月３０日迄に任期満了すべき道府県会議員の任期は昭和１９年８月３１日迄之を延長す

昭和１９年９月１９日迄に任期満了すべき市町村会議員の任期は昭和１９年９月２０日迄之を延長す

　・昭和１８年６月１６日　衆議院議事速記録　抜粋

○国務大臣（安藤紀三郎君）

　只今上程に相成りましたる道府県会議員等の任期延長に関する法律案に付きまして、其の提案の理由並びに法案の内容をご説明申上げたいと存じます

　今や我が国は眞に曠古来未曾有の重大時期に直面致して居ります、此の秋に方りまして官民の全努力は挙げて之を戦力増強の一点に集中致すべきは改めて申すまでもなきところでありまして、全国民は此の秋こそ寸刻を惜しみまして、戦力の増強に一路邁進致すべきであると堅く信ずるのであります、此の趣旨に於きまして、政府は此の際決戦に直接関係なき公私の行事は之を取止める方針を決定致したのでありますが、本年秋は恰も全国多数の府県に亘りまして、府県会議員の総選挙が執行せらるることに相成って居るのであります、勿論是等総選挙の執行は地方行政上頗る重要なる事柄でありまして、時局下と雖も政府は決して之を軽視すべきものとは考えませぬが、一面現下最も喫緊なる戦力増強の要請と睨み合わせまして、慎重考究の結果、此の際総選挙を行いますることは、適当でないとの結論に到達致したのであります、仍て政府は此の場合の非常措置と致しまして、是等総選挙を概ね１年に亘りまして延期致し、併せて此の期間内に執行せらるべき市町村会議員等の総選挙に付きましても同様延期の措置を講ぜんとするものであります

　以下本案の内容に付きまして其の要旨を御説明申上げたいと存じます、先づ道府県会議員に付きましては、明年８月３０日までに任期満了すべきものは、其の任期を同年８月末日まで延長致し、随て是等議員の総選挙は明年９月初頭に行はしめんとするものであります、既に御承知の如く府県会議員の総選挙は概ね今秋９月、１０月の交に行はるる予定と相成っておりまするので、本案に依り是等の総選挙は、大体に於きまして、一箇年延期せらるることと相成るのであります、而して総選挙の時期を９月の初頭に取りましたのは、時局の要請に鑑みまして、選挙の期間は成べく農繁期を避けますることが適当であると考へたからであります

　次に市町村会議員等に付きましては、明年９月１９日までに任期満了致すべきものに付きましては、其の任期を同年９月２０日まで延長せんとするものでありまするが、其の期限を９月２０日までと致しまして、道府県会議員の任期との間に殊更２０日間を隔てましたのは、両者の選挙期間を別個に致しまして、其の重複混雑を避けんとする考へに出でたるものであります、之を要するに本案は現下の重大時局に対処致し、官民の全努力を戦力増強の一点に集約し、一意専心聖戦目的の完遂に邁進せんとする根本趣旨に出づるものでありまして、緊迫せる現下の時局に於きまして、洵に已むを得ざる処置であると考えるものでございます

　以上を以ちまして本案に対する御説明を終ります、何卒御審議の上御協賛あらんことを切望致す次第でございます

（２）昭和１８年法律第９０号及東京都制中改正法律（昭和１９年３月２５日法律第３３号）抜粋

第１条　昭和１８年法律第９０号中左の通改正す

「昭和１９年」を「昭和２０年」に改む

第２条　東京都制中左の通改正す

　第１８７条第1項中「昭和１９年」を「昭和２０年」に改む

　※東京都制（昭和１８年法律第８９号）は昭和１８年７月１日施行

　・昭和１９年３月２２日　衆議院議事速記録　抜粋

○国務大臣（安藤紀三郎君）

　只今上程に相成りましたる昭和１８年法律第９０号及東京都制中改正法律案に付きまして、其の提案の理由を御説明申上げます

　御承知の如く本年４月には東京都制に依りまして、東京都の全区に亘り区会議員の総選挙が執行せらるることに相成って居り、又同じく９月には、昭和１８年法律第９０号に依りまして、延期されて居りまする道府県会議員並びに市町村会議員の総選挙が執行せらるることに相成って居るのでございます、而して是等総選挙の執行は地方行政上重要なる事柄でありまするが、時局は最近に至りまして一層緊迫の情勢を辿り、眞に曠古来未曾有の重大時期に直面致すことと相成りましたので、現下最も喫緊なる戦力増強の絶対的要請と睨み合せまして、此の際是等の総選挙を行ひますることは適当でないとの結論に到達致したのでございます、仍て政府は此の場合に於ける非常応急の措置と致しまして、是等総選挙の執行をそれぞれ更に一箇年間延期する趣旨の下に、当該議員の任期をそれぞれ更に一箇年間延長するの措置を講ずることに致しまして、本案を提出致しましたる次第でございます

　何卒御審議の上御協賛あらんことを希望致す次第でございます

（３）昭和１８年法律第９０号中改正法律（昭和２０年３月２７日法律第３２号）　抜粋

昭和１８年法律第９０号中左の通改正す

「昭和２０年」を「昭和２１年」に（中略）改め（以下略）

　・昭和２０年３月１８日　衆議院議事速記録　抜粋

○国務大臣（大達茂雄君）

　只今上程に相成りました衆議院議員の補欠選挙等の一時停止に関する法律案、及び昭和１８年法律第９０号中改正法律案に付きまして一括提案の理由を御説明申上げます

　衆議院議員の補欠選挙及び所謂再選挙並びに地方議会議員の選挙は、何れも憲政又は地方自治運営上重要なる事柄でありまして、殊に時局下議会の使命又愈々重きを加へて居りまする折柄、是が構成を充実し、其の活発なる運営を図りますることは、戦争遂行上にも大きな意義を有することは申すまでもない所であります、併しながら假令短期間一地方と雖も此の種選挙を行ひますることは、直接間接関係各方面に影響を及ぼすことが少からぬものがあるのでありまして、斯くの如きは戦局危急、国民悉くが戦力増強、国土防衛に邁進せねばならない秋に当たりまして、篤と考慮を要する事柄ではないかと存ぜられるのであります、仍て政府と致しましては彼此れ勘案の上、此の際寧ろ非常特別の措置と致しまして、此の種選挙を一時停止し、之に要する物心両面に亘る官民の総力を挙げて、戦争遂行の一途に傾倒することが適当であるとの結論に到達致したのであります

　以下簡単に法律案の内容を申上げますと、先づ衆議院議員の補欠選挙等の一時停止に関する法律案は、（略）

　次に昭和１８年法律第９０号中改正法律案に付て申上げますと、道府県会議員及び市町村会議員等の任期は、御承知の通り一昨年及び昨年の２回に亘りまして延長せられて居るのであります、併し右に申述べました理由に依りまして、更にここ一年間は総選挙を行はない趣旨の下に、それぞれ其の任期を一年間延長致し、尚ほ東京都の区会議員の任期に付きましても、右に準ずる措置を講ずることとし、其の期間中は衆議院議員同様に、補欠選挙及び所謂再選挙を停止せんとするものであります、補欠選挙及び再選挙を行はない結果と致しまして、議員の数が定数の３分の２に満たざるに至りましたる時は、補充の為め選挙を行ふことに致しました点は、衆議院議員の場合と同様であります、何卒ご審議の上御協賛あらんことを希望致す次第であります

（４）道府県会議員等の任期延長に関する法律（昭和２１年８月２６日法律第１０号）抜粋

昭和２１年１０月３０日までに任期の満了する道府県会議員及び市町村会議員（中略）の任期は、同月３１日まで、これを延長する。

　・昭和２１年８月２１日　衆議院議事速記録　抜粋

○国務大臣（大村清一君）

　只今上程に相成りました道府県会議員等の任期延長に関する法律案に付て其の提案の理由を説明致します

　御承知の通り現在の道府県会議員の任期は本年８月３１日、又殆ど総ての市町村に於ける現任市町村会議員及び東京都の区の区会議員等の任期は９月２０日を以て満了することに相成って居るのでありますが、任期満了に伴ふ是等の議員の総選挙は、先に提出致しました地方自治制度に関する東京都制の一部を改正する法律案外三法律案及び衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する法律案の施行後に於て、婦人其の他の新しい有権者をも参加せしめて之を執行することが、地方自治の本旨の顕現の為め必要であると存ぜられるのであります、仍て是等の法律制定に関する各般の手続及び選挙人名簿の調製等、選挙の執行に関する諸般の準備行為の完了に要する期間を考慮致し、差当り本年１０月３１日まで是等の議員の任期を延長するのが適当であると考へた次第であります、何卒御審議の上速かに御協賛あらんことを御願ひ致します

（５）町村制の一部を改正する法律（昭和２１年９月２７日法律第２９号）抜粋

附則

　現任町村会議員（中略）は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

（６）都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律（昭和２２年３月１５日法律第１５号）抜粋

昭和２１年法律第２６号（東京都制の一部を改正する法律）、同年法律第２７号（府縣制の一部を改正する法律）、同年法律第２８号（市制の一部を改正する法律）及び同年法律第２９号（町村制の一部を改正する法律）により初めて行う都道府縣及び市区町村その他これに準ずるものの議会の議員及び長の選挙は、内務大臣の定める日にこれを行わなければならない。

市町村その他これに準ずるものの議会の議員で昭和２２年４月２９日までに任期が満了しないものの任期は、同日までとする。

　・昭和２２年３月４日　衆議院議事速記録　抜粋

○国務大臣（植原悦二郎君）

　ただいま上程になりました都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律案につきまして、その提案理由並びに法案中の主要な事項の概略について御説明申し上げます。

　この法律案は、新憲法実施を控えまして、４月中に国及び地方の選挙を一斉に行うことが適当と認められますので、都道府県及び市区町村等の議会の議員及び長の選挙を、内務大臣の指定する日に一斉に施行させるために、必要なことを規定しようとするものであります。

　まず第一に規定しようとする点は、都道府県及び市区町村等の議会の議員及び長の選挙は、衆議院議員及び参議院議員の選挙とともに、新憲法施行の期日までに相次いで行われますので、これらの各種の選挙を円滑に、かつ支障なく行わしめるために、内務大臣の定める期日に一斉にこれを行わしめようとするものであります。

　第二の点は、市区町村等の議会の議員の選挙は４月３０日に行う予定でありますので、４月２９日までに任期の満了しない市区町村等の議会の議員の任期を、同日に満了させることといたしまして、一斉にこれらの選挙を行い、新憲法実施の時期までに、一切の地方議会の議員を更新しようとするのであります。

　第三の点は（中略）

　何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御協賛あらんことをお願いいたす次第であります。

（７）地方自治法（昭和２２年４月１６日法律第６７号）抜粋

附則

第２条

東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。（略）

第３条

　この法律施行の際現に（中略）市町村会議員（中略）に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める者を除く外、この法律により選挙又は選任された（中略）市町村（中略）議会の議員（中略）に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は、従前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。